

感 染 症 対 策 指 針

社会福祉法人たけのこ会

(目的)

第1条 感染症対策に関する基本的考え

施設において、食中毒や感染症が発生又は蔓延しないよう感染症対策指針を定め、必要な措置を講じるための体制を整備し、利用者及び職員の安全を確保するための対策を実施する。

(感染症対策委員会)

第2条 感染症対策委員会の基本方針

施設内の感染症（食中毒を含む）の発生や発生時の感染拡大を防止するため感染症対策委員会を設置する。

(1) 感染症対策委員会のメンバーは、次のとおりとする。

事業所名：グループホーム鶴亀

管理者	施設全体の管理及び感染対策の立案・実施
看護職員	医療の提供と利用者、職員への指導
介護職員	介護現場における感染対策の実施
調理担当	感染対策時の食材の管理、食事の提供
事務職員	情報の収集及び各ユニットへの連絡・報告

(2) 感染症対策委員会の開催

委員会は、3ヶ月に1回、定期的で開催する。また、感染症発生時には、必要に応じて随時開催する。

また、委員会の活動内容は、次のとおりとする。

- ・施設内の具体的な感染症対策を策定する。
- ・施設の指針・マニュアル等を作成する。
- ・施設職員への研修会等を企画・立案する。
- ・入居者の感染症既往歴等の状態を把握する。
- ・入居者、職員の健康管理の把握に努める。
- ・感染症の発生時に適切な対応をするとともに、各ユニットの職員へ指示する。
- ・その他必要な事項

(職員研修)

第3条 職員研修に関する基本方針

感染症対策の基本的な考え方及び具体的対策について、全職員を対象として周知徹底を図ることを目的に実施する。

なお、研修内容は、感染症対策の基礎的内容等の確認・啓発及び指針に基づいた衛生管理の徹底、衛生的ケアの励行を行うこととする。

また、研修の種類、内容は次のとおりとし、オンライン研修等も活用して実施する。

- ・定期的な研修（年2回以上）及び新規採用時の感染対策の基礎知識研修
- ・必要に応じて長崎県、五島市等が開催する研修会、外部の研修会等への参加

(平常時の対応)

第4条 感染症対策マニュアルに関する基本方針

施設の感染症対策マニュアルに沿って、手洗いの徹底、マスクの着用等感染対策に努める。

マニュアルは、各ユニット共通として整備し、職員へ周知徹底するとともに必要に応じて見直すこととする。

(発生時の対応)

第5条 感染症発生時の対応に関する基本方針

施設内で感染症が発生した場合は、委員会が中心となり、発生の原因の究明改善策の立案、対策を実施する。

その内容、対策について委員会及び全職員へ周知する。

感染症発生の原因究明のため、周辺地域の感染状況を収集・把握し、迅速な対応がとれるよう感染症に関わる情報管理を行う。

なお、報告が義務づけられているものについては、速やかに保健所及び関係行政機関へ報告する。

(閲覧)

第6条 利用者、家族に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針は、利用者、家族等の求めに応じて、いつでも閲覧できるとともに、当施設の事業所に配備するほか、ホームページ、介護サービス情報公表システムに掲載し、誰でも自由に閲覧することができます。

(その他)

第7条 その他感染症対策推進のために必要な措置

感染症対策マニュアルは、最新の知見に対応するよう定期的な見直し、改正を行うこととする。

(附則)

1. 本指針は、令和3年4月1日より施行する。